

## ◇転出された方へ◇

### (介護保険要介護・要支援認定について)

川口市で現在有効な要介護・要支援認定を受けている方については、原則として転出先の市町村で引き継ぐことができます。

#### ～手続きの流れ～

転出先の住所	川口市で認定を受けていますか？	川口市で認定申請中の状態で転出しましたか？	手続き番号
一般住宅	受けている	申請していない	①
		更新申請中	①
		区分変更申請中	②
	受けていない	新規申請中	②
		申請していない	③
介護保険施設等	「住所地特例」に該当することになり、保険者は引き続き川口市となります。 ※転出先の介護保険担当課で住所地特例適用の手続きをしてください。		

① 転出先の市町村に住み始めた日（転入届を提出する日ではありません）から**14日以内**に転出先の市町村の介護保険担当課にてお手続きしてください。

※14日過ぎてしまった場合は**転出先の市町村の介護保険担当課**までお問い合わせください。

② すみやかに**川口市介護保険課認定係**までお問い合わせください。

③ 認定結果がないため、引き継ぎ手続きする必要がありません。

介護保険サービスを利用する場合は、転出先の市町村の介護保険担当課であらためて新規申請の手続きをしてください。

## ～留意事項～

- 転出先の市町村で手続きをする際は、お持ちいただく身元確認書類について、転出先の市町村にご確認ください。
  
- 要介護・要支援認定を受けていたか不明な場合は、川口市介護保険課認定係までお問い合わせください。  
※要介護状態区分は電話での回答は出来かねますのでご了承ください。
  
- 介護サービスを利用しているにも関わらず、認定の引き継ぎを行わなかった場合介護保険適用外となり、全額自己負担となりますので、十分ご注意ください。
  
- 転出先の市町村から介護保険被保険者証が交付されましたら、川口市の介護保険被保険者証を川口市役所介護保険課にご返却ください。

問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

川口市役所 介護保険課

認定係 電話：048-259-7294（直）

保険係 電話：048-259-7295（直）